

# 道路整備のための財源確保に関する意見書

道路は、経済活動を活性化し活力ある地域づくりとともに、地域の日常生活を支える最も重要で基本的な社会基盤である。

特に、日本経済を牽引する自動車産業を中心とするモノづくりの都市として発展を続ける豊田市は、産業の更なる発展と物流の円滑化、そして地域の活性化のために、第二東名高速道路、東海環状自動車道などの高規格幹線道路から、国道・県道の幹線道路、市道をはじめとする生活道路に至るまでの道路整備を、相互ネットワークとして体系的に推進することが不可欠である。

中でも都市部においては、幹線道路の整備率が未だ53%という低い状況であることから、朝・夕の通勤時をはじめとする慢性的な渋滞が経済活動や地域生活への重大な支障となっており、渋滞解消のための道路整備促進が喫緊な課題である。

また、愛知県の面積の約18%を占める広範な市域をもつ本市は、市域の一体化と均衡ある発展を図るためにも、点在する旧市町村の中心地を結ぶ道路である国道・県道の整備の遅れが緊急な課題となっている。併せて、地域経済を支える観光施設などへのルート確保や災害時の緊急・救急輸送路の確保としての道路の早期整備は、地域住民の切実な願いである。

そうした中、国土交通省においても「道路整備の中期ビジョン」として、高規格幹線道路、地域高規格道路及びこれにアクセスする幹線道路などの道路整備の中期的な（概ね10年間の）整備目標とその達成に必要な事業量等が示されたところである。

そこで、道路特定財源の見直しにあたっては、先の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（骨太方針）において、行政改革推進法に基づき、一般財源化を図ることを前提に、早急に検討を進め、納税者の理解を得つつ、年内に具体案をとりまとめることとなっている状況を考え、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、道路整備を遅らせることがないよう、次の事項について格段の配慮を強く要望する。

## 記

- 1 着実な道路整備に向け、道路特定財源の制度の趣旨を十分踏まえつつ、安定的な財源を確保すること。
- 2 道路特定財源以上に一般財源等を充当し道路整備を推進している地方の実情を勘案のうえ、特に地方の道路財源を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月22日

豊 田 市 議 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（金融経済財政政策）  
内閣府特命担当大臣（規制改革）

様